

# 第 30 回 定時総会議案書

日時 2015 年 4 月 17 日（日）午後 1 時 30 分～

場所 佐倉市 山王小学校 体育館

さくら山王自治会

## 第 30 回 定時総会議案書 目次

| < 議 案 >  | < 項 > |
|--|-------|
| 第 1 号議案 2015 年度 事業報告 . . . . .                         | 1～5   |
| 第 2 号議案 2015 年度 会計報告 . . . . .                         | 6     |
| 第 3 号議案 さくら山王自治会規約改定の件 . . . . .                       | 7～11  |
| 第 4 号議案 消防団後援会費（助成金）について . . . . . 別紙<br>(消防団後援会費について) |       |
| 第 5 号議案 2016 年度 事業計画（案） . . . . .                      | 12～14 |
| 第 6 号議案 2016 年度 予算（案） . . . . .                        | 15    |
| < 報告事項 >   |       |
| ①さくら山王集会所検討委員会進捗状況について                                 | 16～18 |
| ②他自治会の視察結果と今後の自治会運営について                                | 19～32 |
| 第 7 号議案 2016 年度 自治会班長（候補）                              |       |
| 第 8 号議案 2016 年度 自治会役員（候補）                              |       |

※2015 年度会計報告及び 2016 年度予算（案）は、2 月末時点での（仮）会計報告及び予算（案）です。（正）同資料・会計監査報告は、総会当日に提出いたします。

2013（平成25）年度決算書（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

平成26年3月31日現在

| 勘定科目                       | 収入                                   |           | 2013年度予算          | 2013年度決算          | 摘要                      | 支出                                   |            | 2013年度予算          | 2013年度決算          | 摘要                     |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------------|--------------------------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------------|
|                            | 項目1                                  | 項目2       | (円)               | (円)               |                         | 項目1                                  | 項目2        | (円)               | (円)               |                        |
| <b>合計金額</b>                | <b>収入合計金額</b><br>(前年度繰越金を含む)         |           | <b>77,765,359</b> | <b>77,744,338</b> |                         | <b>支出合計金額</b><br>(次年度繰越金を含む)         |            | <b>77,765,359</b> | <b>77,744,338</b> |                        |
| A<br>佐倉山王自治会               | <b>合計</b> (前年度繰越金を含む)                |           | 18,161,274        | 18,244,773        |                         | <b>合計</b> (次年度繰越金を含む)                |            | 18,161,274        | 18,244,773        |                        |
|                            | 前年度からの繰越金                            |           | 12,734,494        | 12,734,494        |                         | 銀行手数料                                |            | 1,500             | 4,425             | 9件                     |
|                            | 受け取り利息                               |           | 1,500             | 1,849             |                         | 防犯防災関係                               |            | 165,000           | 92,318            |                        |
|                            | 会費/積立金                               |           | 4,614,000         | 4,645,350         |                         | 防犯防災                                 |            | 30,000            | 15,645            | のほり旗・ボール               |
|                            | 正会員                                  |           | 4,410,000         | 4,417,350         |                         | 自主防災関連                               |            | 135,000           | 76,673            | 防災避難訓練費                |
|                            | 賛助会員                                 |           | 204,000           | 228,000           | 6件                      | 山防会関連                                |            | 0                 | 0                 |                        |
|                            | 佐倉市助成金                               |           | 661,280           | 661,280           |                         | 各種行事関係                               |            | 1,500,000         | 1,458,920         |                        |
|                            | 公園清掃補助金                              |           | 226,280           | 226,280           | 公園緑地課                   | 環境衛生関係                               |            | 70,000            | 35,052            | カラス除けネット他              |
|                            | 振興交付金                                |           | 315,000           | 315,000           | 自治人権推進課                 | 福祉関係                                 |            | 400,000           | 400,000           | 日赤20万・社協20万            |
|                            | 業務委託料                                |           | 120,000           | 120,000           | 自治人権推進課                 | 助成金                                  |            | 400,000           | 400,000           | 山防会20万・子ども会10万・ワンツー10万 |
|                            | その他                                  |           | 0                 | 0                 |                         | 事務関係費                                |            | 1,180,320         | 783,632           |                        |
|                            | 雑収入                                  |           | 150,000           | 201,800           |                         | 総会費                                  |            | 120,000           | 115,500           |                        |
|                            | 集会所使用料                               |           | 150,000           | 170,000           |                         | しおり作成                                |            | 320,000           | 0                 |                        |
|                            | 電話帳配布手数料                             |           | 0                 | 31,800            |                         | 会議費                                  |            | 10,000            | 0                 |                        |
|                            | その他                                  |           | 0                 | 0                 |                         | 事務消耗品等                               |            | 320,000           | 341,783           | コピー機・印刷関係費             |
|                            | <b>小計</b><br>(前年度繰越金は含まない)           |           | 5,426,780         | 5,510,279         |                         | 役員活動助成費                              |            | 199,000           | 199,000           | 会長2万・副1万・他3千           |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | 役員会費                                 |            | 0                 | 0                 |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | 渉外対外費                                |            | 30,000            | 20,058            | 愛光祭り賛助他                |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | 保険・他活動費                              |            | 71,320            | 71,080            | 自治会活動保険                |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | 慶弔費                                  |            | 80,000            | 35,211            |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | 交通費                                  |            | 30,000            | 0                 |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | その他                                  |            | 0                 | 1,000             | 印紙代(5P)                |
|                            |                                      |           |                   |                   |                         | 集会所運営費                               |            | 770,700           | 1,154,418         |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 水道光熱費                   |                                      | 520,000    | 568,568           | 電気・ガス・水道          |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 消耗品                     |                                      | 70,000     | 62,046            | スリッパ・ダスキン他        |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 施設維持管理費                 |                                      | 100,000    | 346,989           | 軒下破風・屋根 補修        |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 集会所防火管理費                |                                      | 24,000     | 23,275            |                   |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | AED設置・管理費               |                                      | 56,700     | 56,700            | AEDリース            |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | その他                     |                                      | 0          | 96,840            | 華刈・剪定 冷蔵庫         |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | A7 予備費                  |                                      | 300,000    | 297,610           | 物置一台              |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | A9 その他                  |                                      | 0          | 0                 |                   |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | <b>小計</b> (次年度繰越金は含まない) |                                      | 4,787,520  | 4,626,375         |                   |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 次年度への繰越金                |                                      | 13,373,754 | 13,618,398        |                   |                        |
| B<br>施設集会所管理/分担金           | <b>合計</b> (前年度繰越金を含む)                |           | 12,359,693        | 12,359,406        |                         | <b>合計</b> (次年度繰越金を含む)                |            | 12,359,693        | 12,359,406        |                        |
|                            | 前年度からの繰越金                            |           | 12,356,693        | 12,356,693        |                         | 銀行手数料                                |            | 0                 | 0                 |                        |
|                            | 受け取り利息                               |           | 3,000             | 2,713             |                         | 集会所維持管理費                             |            | 0                 | 0                 |                        |
|                            | 雑収入                                  |           | 0                 | 0                 |                         | その他                                  |            | 0                 | 0                 |                        |
| <b>小計</b><br>(前年度繰越金は含まない) |                                      | 3,000     | 2,713             |                   | <b>小計</b> (次年度繰越金は含まない) |                                      | 0          | 0                 |                   |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 次年度への繰越金                |                                      | 12,359,693 | 12,359,406        |                   |                        |
| C<br>管理分担金/街路灯             | <b>合計</b> (前年度繰越金を含む)                |           | 15,062,180        | 14,951,070        |                         | <b>合計</b> (次年度繰越金を含む)                |            | 15,062,180        | 14,951,070        |                        |
|                            | 前年度からの繰越金                            |           | 13,228,980        | 13,228,980        |                         | 銀行手数料                                |            | 3,000             | 1,680             | 8件                     |
|                            | 受け取り利息                               |           | 3,200             | 2,770             |                         | 街路灯維持管理費                             |            | 3,135,300         | 2,489,321         | LED化・電気代・取替費           |
|                            | 佐倉市助成金                               |           | 1,830,000         | 1,719,320         | 道路管理課(含LED助成)           | <b>小計</b> (次年度繰越金は含まない)              |            | 3,138,300         | 2,491,001         |                        |
| <b>小計</b><br>(前年度繰越金は含まない) |                                      | 1,833,200 | 1,722,090         |                   | 次年度への繰越金                |                                      | 11,923,880 | 12,460,069        |                   |                        |
| D<br>建替等集会所積立金             | <b>合計</b> (前年度繰越金を含む)                |           | 26,373,319        | 26,376,301        |                         | <b>合計</b> (次年度繰越金を含む)                |            | 26,373,319        | 26,376,301        |                        |
|                            | 前年度からの繰越金                            |           | 24,478,319        | 24,478,319        |                         | 銀行手数料                                |            | 0                 | 0                 |                        |
|                            | 受け取り利息                               |           | 5,000             | 4,832             |                         | その他                                  |            | 0                 | 0                 |                        |
|                            | 会費/積立金                               |           | 1,890,000         | 1,893,150         |                         | <b>小計</b> (次年度繰越金は含まない)              |            | 0                 | 0                 |                        |
| <b>小計</b><br>(前年度繰越金は含まない) |                                      | 1,895,000 | 1,897,982         |                   | 次年度への繰越金                |                                      | 26,373,319 | 26,376,301        |                   |                        |
| E<br>災害準備金                 | <b>合計</b> (前年度繰越金を含む)                |           | 5,808,893         | 5,812,788         |                         | <b>合計</b> (次年度繰越金を含む)                |            | 5,808,893         | 5,812,788         |                        |
|                            | 前年度からの繰越金                            |           | 5,282,693         | 5,282,693         |                         | 銀行手数料                                |            | 420               | 420               | 1件                     |
|                            | 受け取り利息                               |           | 1,200             | 1,095             |                         | 太田消防団助成金                             |            | 400,000           | 400,000           |                        |
|                            | 会費/積立金                               |           | 525,000           | 529,000           |                         | 災害支出                                 |            | 0                 | 0                 |                        |
| <b>小計</b><br>(前年度繰越金は含まない) |                                      | 526,200   | 530,095           |                   | <b>小計</b> (次年度繰越金は含まない) |                                      | 400,420    | 400,420           |                   |                        |
|                            |                                      |           |                   |                   | 次年度への繰越金                |                                      | 5,408,473  | 5,412,368         |                   |                        |
| <b>合計金額</b>                | <b>2013年度収入合計金額</b><br>(前年度繰越金は含まない) |           | <b>9,684,180</b>  | <b>9,663,159</b>  |                         | <b>2013年度支出合計金額</b><br>(次年度繰越金は含まない) |            | <b>8,326,240</b>  | <b>7,517,796</b>  |                        |

収入 - 支出 1,357,940 2,145,363

次年度繰越金 69,439,119 70,226,542

2015年度 さくら山王自治会規約改定の件

| 現行   | 改定案   |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
|--|---|-----------------|------|------|----|--------------|--|---|----|----|----|---------|------------|----|----|----|---|-----------|--------|---|-----------|-------|---|---------|-----------------|---|-------|-------|
| <p>第1章 総則<br/>(班)<br/>第6条<br/>2 班は、20戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）を一つの班とする。<br/>班の編成については別表①に定める。<br/>別表①班編成表</p> <table border="1"> <tr> <th>班</th> <th>番地</th> </tr> <tr> <td>12</td> <td>1-27</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1-38,39</td> </tr> </table> | 班   | 番地              | 12   | 1-27 | 21 | 1-38,39      | <p>第1章 総則<br/>(班)<br/>第6条<br/>2 班は、20戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）を一つの班とする。<br/>班の編成については別表①に定める。<br/>別表①班編成表</p> <table border="1"> <tr> <th>班</th> <th>番地</th> </tr> <tr> <td>12</td> <td>空き</td> </tr> <tr> <td>21 (12)</td> <td>1-27,38,39</td> </tr> </table> <p>追加項目<br/>3 小街区とは、会員戸数-班長免除戸数が10戸以下とする。<br/>合併は、別表④の手順で行う。<br/>別表④</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>班統合申請書の提出</td> <td>合併申請班長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>会長・副会長の承認</td> <td>自治会役員</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>合併先班の検討</td> <td>合併申請班長<br/>自治会役員</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>班長会承認</td> <td>自治会役員</td> </tr> </tbody> </table> | 班 | 番地 | 12 | 空き | 21 (12) | 1-27,38,39 | 手順 | 項目 | 担当 | 1 | 班統合申請書の提出 | 合併申請班長 | 2 | 会長・副会長の承認 | 自治会役員 | 3 | 合併先班の検討 | 合併申請班長<br>自治会役員 | 4 | 班長会承認 | 自治会役員 |
| 班  | 番地  |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 12   | 1-27  |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 21   | 1-38,39   |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 班  | 番地  |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 12   | 空き  |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 21 (12)  | 1-27,38,39  |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 手順   | 項目  | 担当              |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 1  | 班統合申請書の提出   | 合併申請班長          |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 2  | 会長・副会長の承認   | 自治会役員           |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 3  | 合併先班の検討   | 合併申請班長<br>自治会役員 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 4  | 班長会承認   | 自治会役員           |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| <p>第3章 役員<br/>(役員および定数)<br/>第11条<br/>各部の定員は別表②に定める。</p>  | <p>第3章 役員<br/>(役員および定数)<br/>第11条<br/>各部の定員は別表②に定める。</p> |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 現行   | 改定案   |                 |      |      |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| <p>各部の人員</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>会長・</th> <th>副会長・</th> <th>部員</th> <th>計</th> </tr> </table>  | 区分  | 会長・             | 副会長・ | 部員   | 計  | <p>各部の人員</p> |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |
| 区分   | 会長・   | 副会長・            | 部員   | 計    |    |              |  |   |    |    |    |         |            |    |    |    |   |           |        |   |           |       |   |         |                 |   |       |       |

|       | 部長 | 副部長 |    |    | 区分    | 会長・部長 | 副会長・副部長 | 部員 | 計  |
|-------|----|-----|----|----|-------|-------|---------|----|----|
| 会長    | 1  |     |    | 1  | 会長    | 1     |         |    | 1  |
| 副会長   |    | 2   |    | 2  | 副会長   |       | 2       |    | 2  |
| 総務部   | 1  | 2   | 3  | 6  | 総務部   | 1     | 2       | 3  | 6  |
| 会計部   | 1  | 1   | 1  | 3  | 会計部   | 1     | 1       | 1  | 3  |
| 防犯防災部 | 1  | 2   | 7  | 10 | 防犯防災部 | 1     | 2       | 7  | 10 |
| 行事部   | 1  | 1   | 12 | 14 | 行事部   | 1     | 1       | 11 | 13 |
| 環境部   | 1  | 2   | 5  | 8  | 環境部   | 1     | 2       | 5  | 8  |
| 福祉部   | 1  | 1   | 2  | 4  | 福祉部   | 1     | 1       | 2  | 4  |
| 施設部   | 1  | 1   | 3  | 5  | 施設部   | 1     | 1       | 3  | 5  |
| 監事    | 2  |     |    | 2  | 監事    | 2     |         |    | 2  |
| 計     | 11 | 13  | 33 | 55 | 計     | 10    | 12      | 32 | 54 |

|   |   |
|---|---|
| <p>第5章 総会<br/>(総会の成立および決議)</p> <p>第30条<br/>総会は、正会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。</p> <p>2 総会の議事は、出席者(委任状を含む)の過半数で決議する。</p> <p>3 賛助会員、準会員は総会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第33条<br/>総会の議事録については、議事録を作成するものとする。</p> <p>追加</p> | <p>第5章 総会<br/>(総会の成立および決議)</p> <p>第30条<br/><u>会員は各議案に対してそれぞれ1票の表決権を持つ。</u></p> <p><u>2 やむ得ない理由により総会に出席できない場合、書面表決するか、表決を委任できる。</u></p> <p><u>3 書面表決および委任状は出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する</u></p> <p><u>5 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。</u></p> <p>6 賛助会員、準会員は総会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第33条<br/>総会の議事録については、議事録を作成するものとする。</p> <p>①日時と場所</p> <p>②会員数及び出席者数<br/>(書面表決者数・委任状含む)</p> <p>③議決事項と、賛成者・反対者の人数</p> <p>④議事発言者の要旨</p> |
| 現行  | 改定案   |
| さくら山王自治会自主防災活動要領<br>(組織)  | さくら山王自治会自主防災活動要領<br>(組織)  |

| <p>第3条 1項、4項 防災委員会（仮称）<br/>（役員構成）</p> <p>第4条 3項 防災委員会（仮称）<br/>（会議）</p> <p>第9条 1項 防災委員会（仮称）</p> <p>別表－①</p> <table border="1" data-bbox="108 439 794 584"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災委員会<br/>（仮称）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 班名   | 活動内容 | 防災委員会<br>（仮称） |  | <p>第3条 1項、4項 防災委員会—(仮称)—<br/>（役員構成）</p> <p>第4条 3項 防災委員会—(仮称)—<br/>（会議）</p> <p>第9条 1項 防災委員会—(仮称)—</p> <p>別表－①</p> <table border="1" data-bbox="820 439 1508 584"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災委員会<br/>—(仮称)—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 班名 | 活動内容 | 防災委員会<br>—(仮称)— |  |
|--|--|------|---------------|--|---|----|------|-----------------|--|
| 班名   | 活動内容   |      |               |  |   |    |      |                 |  |
| 防災委員会<br>（仮称）  |  |      |               |  |   |    |      |                 |  |
| 班名   | 活動内容   |      |               |  |   |    |      |                 |  |
| 防災委員会<br>—(仮称)—  |  |      |               |  |   |    |      |                 |  |
| <p><b>弔慰金</b></p> <p>第7章</p> <p>49条</p> <p>正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する（火災見舞金）<br/>（追加）</p>  | <p><b>弔慰金 慶弔金</b></p> <p>第7章</p> <p>49条</p> <p>正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する（火災見舞金）<br/>正会員世帯で、新生児が、誕生の場合は、お祝い金として、5,000円を支給する。</p> |      |               |  |   |    |      |                 |  |

## 改定案説明

### 第1章 総 則 第6条

本年度 12班と21班の統合が、ありました。

これは、高齢化等により、班長の職務が遂行できない世帯が、増加した為です。

本問題は、自治会全体の問題であり、6条の小街区の定義を明確化 及び 小街区合併のプロセスに対して追加改定をしました。（添付資料 班合併申請書<11項>・アンケート結果<12項>）

### 第5章 総会

（総会の成立および決議）第30条について

現在の規約では、総会議案に対する意思表示の具体的方法について明確な規定がありません。

したがって、やむ得ない事情により総会に出席できない場合は白紙委任状をいただいておりますが、住民の方たちの総意をより反映させるためには、各議案に対する賛否を意思表示ができる方法が望ましいと考えます。

よって、書面による議決権行使方式を採用したいと考え提案するものです。

（議事録の作成）第33条について

第30条の書面表決による議決権行使方式を採用した場合に、賛否の人数内訳と併せて議事録の記載内容を明確しておくことが望ましいと考え追加するものです。

### さくら山王自治会自主防災活動要領

防災委員会（仮称）から防災員会の変更について

平成27年8月22日に防災委員会が発足しましたので、防災委員会（仮称）を削除するものです。

弔慰金

第7章 49条

弔慰金 の名称を 慶弔金 に改定 新生児に対しても、お祝い金の支給を 追加 改定するものです。

平成18年以降の 0歳児（新生児人数）

| 年度  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1丁目 | 5  | 6  | 6  | 3  | 2  | 3  | 3  | 6  | 4  | 4  |
| 2丁目 | 7  | 11 | 13 | 10 | 5  | 8  | 6  | 8  | 4  | 14 |
| 合計  | 12 | 17 | 19 | 13 | 7  | 11 | 9  | 14 | 8  | 18 |

山王地区の新生児は、ここ10年20人を超えたことが、ございません。

従いまして、予算として、5,000円 x 20名 = 100,000円内に収まると考えます。

## 2016年度 事業計画（案）

2016年度は、これまでの自治会活動を踏まえ、より一層良好な居住環境の街づくりを推進していきます。

### 1. 防犯防災に関する事項

- (1) 佐倉市役所・佐倉警察署・佐倉消防署・太田消防団・山王小・根郷中への挨拶
- (2) 定期防犯パトロールの実施(山防会と合同)
  - ① 毎月第1・3火曜日(昼間)
  - ② 毎月第2・4水曜日(夜間)

※3ヶ月に1回、参加予定表を作成し全班長に参加を依頼
- (3) 佐倉警察署との合同パトロール実施(年間5～6回) 山防会と合同
- (4) 移動交番の開設と合同パトロール(毎月、山防会と合同)
- (5) 防災委員の公募
- (6) 山防会・山王小学校区まちづくり協議会・防災委員との情報交換
- (7) 佐倉警察署からの情報による犯罪発生状況、不審者情報を回覧(毎月)
- (8) 山王自治会内で発生した犯罪(空き巣・痴漢事件等)・不審者情報事案の内容回覧
- (9) 佐倉市・佐倉警察署・佐倉消防署主催の各種防犯、防災防火訓練及び研修会へ参加
- (10) 山王小学校スクールガード連絡会議への参加
- (11) 自主防災活動
  - ① 防災避難訓練の実施
 

【訓練内容】 佐倉市役所防災防犯課、佐倉消防署、防災委員の指導のもと  
起震車による地震体験・消火器訓練・AED 訓練など
  - ② 自主防災講習会の実施 防災委員と合同
- (12) 防犯のぼり旗の購入・確認・交換
- (13) 防犯防災部の会議実施（班長会終了後 等）

### 2. 行事に関する事項

地域住民の親睦と融和を図ることを目的とし、交流の場として2016年7月23日(土)に山王小学校正門内広場及び体育館にて夏祭りを実施する予定

- (1) 大人も子供も楽しめるような夏祭りを目指し、企画、実施する
- (2) 山王地区や近隣地区の各団体に参加、協力を呼びかける
- (3) 準備や当日の活動での安全確保を優先する(保険加入や水分補給など)
- (4) 抽選会の景品や参加者配布の飲料、イベントなどを見直し、集客力のアップを目指す
- (5) 祭り会場の火気の取り扱い対して、十分配慮する

尚行事部に対しては、夏祭りで、活動がほぼ終了の為、今年度より、各部門(特に防犯防災部)の援助活動を推進します。

### 3. 環境に関する事項

きれいな街、良好な居住環境を維持し保全していくための活動を行う

- (1) 市との連絡、調整
- (2) 清掃に関して
  - ① 全戸一斉清掃の実施(年2回:6月、11月)。敬愛大学と連携をとり、清掃を円滑に行う
  - ② 班別清掃の実施(年2回:9月、2月)
  - ③ 側溝清掃の実施(年1回:6月)
  - ④ 市による泥土回収を確認のうえ、6月の全戸一斉清掃に合わせて実施
- (3) 空地の雑草繁茂状況確認と市への空地の雑草除去を依頼する要望書提出
- (4) 会員の要望への対応(ゴミ集積所カラスネット、駐車マナー、ゴミ出しマナー、犬のフン看板等)

(5) 備品・用具の維持管理

- ① 清掃用具を防災防犯部、山防会と共有し、維持管理を行う
- ② 備品の購入とその整備・配布を行う
- ③ 集会所・倉庫の鍵を管理する
- ④ 倉庫の整理整頓を維持する

4. 福祉に関する事項

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 日本赤十字社に社資納入   | 5月予定    |
| (2) 佐倉市社会福祉協議会会費納入                                      | 5月予定    |
| (3) 社会を明るくする運動「愛の一元募金」に協力し、社会を明るくする運動<br>佐倉市推進委員会へ募金の実施 | 6月予定    |
| (4) 根郷地区社会福祉協議会主催による「敬老の集い」への協力支援<br>山王地区対象者への案内状配布     | 8月予定    |
| 出欠の確認報告、記念品の配布  | 8月・9月予定 |
| 敬老のつどいへの応援支援  |         |
| (5) 「赤い羽根共同募金」に協力・実施                                    | 11月予定   |
| (6) 「歳末たすけあい募金」に協力・実施                                   | 11月予定   |

5. 施設に関する事項

(1) 集会所維持管理に関する事項

- ① 第1号報告「さくら山王自治会集会所改造の件」を踏まえ、集会所建物改造問題を会員に周知し  
具体的プランを作成していく為施設部として参加し推移していく
- ② 前年度から引き続き大田消防団助成金検討委員会に参加し検討を進める

(2) 施設に関する事項

- ① 集会所使用料金の徴収(毎月)
- ② 集会所使用の予定表・実績表・使用届などの管理(毎月)
- ③ 集会所のコピー機、印刷機、空調機、その他設備の修理点検
- ④ 集会所のコピー機、印刷機のリース更新及び交換の時期にともない機種変更の検討
- ⑤ 設備消耗品の補充(随時)
- ⑥ 集会所の清掃当番表の作成ならびに掲示
- ⑦ 集会所の鍵保管者名簿の作成ならびに掲示
- ⑧ 集会所内の清掃
- ⑨ コピー機ユーザー管理(随時)
- ⑩ コピー機カウンター報告、カウンターリセット(毎月)
- ⑪ 使用団体への説明会の実施
- ⑫ 倉庫、押入れにある各団体所有物の扱い、管理の徹底
- ⑬ 集会所 AED の再リースの検討(7年契約が完了する)
- ⑭ 集会所回りの植栽管理(伐採、刈り込み等)
- ⑭ 省エネ型空調機、トイレの洗浄便座、太陽光発電、事務用パソコンの購入等の要望を  
集会所建物改造計画に合わせて検討していく

街路灯維持管理に関する事項

- ① 街路灯LEDへの変更(年2回)
- ② 街路灯不具合箇所の修理(随時)
- ③ 佐倉市への街灯補助金の交付申請、受領ならびに工事依頼(年2回)
- ④ 自治会所有の街路灯の市への移管について検討していく

## 6. 助成に関する事項

以下の団体に対し、その活動を支援するため、助成を行う  
山王コバルト子ども会 山王ワンツークラブ 山防会

## 7. 会計に関する事項

- (1) 自治会費等に関する事項
  - ① 自治会費、集会所積立金、災害準備金及び賛助会費の集金（前期、後期）
  - ② 各部及び各班長からの支出提示金に対する勘定科目毎の支払い及び集計
  - ③ 業者等への支払い及び集計
  - ④ 佐倉市からの補助金(助成金)の受領及び集計
- (2) 2016年度決算と2017年度予算案の作成

## 8. 総務に関する事項

- (1) 地区計画に関する事項
  - ① 今後の情勢変化があった場合、必要に応じた地区計画制度の見直し
  - ② 住民の要望書に対する適切な対応
- (2) 会議運営等に関する事項
  - ① 役員会・班長会の運営(毎月)
  - ② 自治会員名簿の維持管理(随時) 入会・退会者一覧、班別会員数の作成(6ヵ月ごと)
  - ③ 「自治会だより」の作成(毎月) 各種文書・資料の作成(随時)
  - ④ 自治会の(新)「しおり」の作成検討
  - ⑤ 定時総会の準備・運営(1～3月)
  - ⑥ 非会員からの負担金徴収(環境維持費)の検討
  - ⑦ 次年度班長・役員選出の準備・運営(12月～3月)
  - ⑧ 班体制の規約見直し(高齢化に伴う班体制の見直し)

## 集会所改造について

平成 28 年 4 月 17 日

山王自治会

集会所検討委員会

平成 27 年 4 月の総会で、「集会所は、建て替えは行わず、建屋の改造にする。」が決定されました。

その後集会所検討委員会は総会の決定を受け、「集会所は敷地を含めて会員全員の共有財産であり、会員の多くの皆さんがいろいろな活動・集会などに利用しやすい集会所にするには、どう改造すれば良いか」を目標に改造の検討を進めて参りました。具体的には、他の自治会の集会所の調査(4ヶ所)、並びに委員全員が昨年度のアンケートをベースに具体的な改造案(8案提出)を提出し、検討して参りました。尚集会所利用団体(7団体)に集まってもらい、ご要望・意見を聴取しました。

ここに、今年度の集会所検討委員会の最終案を提案いたします。

この案についてのご意見をお持ちの方は、5月末までに自治会宛にお申し出ください。必要な場合は、提案者の方に委員会にご足労いただき、ご意見を伺った上、検討したいと考えております。改造時期も近づいて参りましたので、検討の途中経過は出来るだけ広報したいと考えています。

## 既設集会所の改造案

### 1. 改造の基本的考え方

- (1) 集会所は、敷地を含めて会員の共有財産である。従って、出来るだけ多くの会員の、いろいろな活動の拠点となる施設とする。
- (2) 集会室は出来るだけ、各種の活動に利用出来る構造とする。且つ、集会室の面積が出来るだけ広くなるようにする。
- (3) 室内の安全の確保
  - ① バリヤフリー化
  - ② 天井の耐震補強
  - ③ 廊下の角を無くし、通り易くする。
  - ④ 引き戸の採用など
- (4) 利用団体の備品は、利用の便を図るため、集会所又は必要であれば屋外に収納庫を設置し、そこに収納するようにする。
- (5) 集会所の利用の便を図るため、アクセスを良くする。
- (6) 防災対策も考慮する。
- (7) 事前に、建屋の点検をして補修を要する箇所は補修する。

### 2. 建屋周辺の主な改修点

- (1) 京葉銀行との間の植栽を見直し、撤去した跡地の再利用を考える。
- (2) 駐車場の拡張と駐輪場の新設。既設収納庫の移設、及び必要であれば、集会所利用団体備品の収納のための収納庫の設置
- (3) 防災井戸の掘削
- (4) 建屋周辺の排水の改善
- (5) 大通りから玄関まで、車を乗り入れることが出来るようにする。

### 3. 建屋の主な改造点

- (1) 将来の事務員常駐を視野に入れ、事務室を設置する。それは自治会役員の事務にも使用する。また、授乳スペースを設ける。
- (2) 大部屋は収納と防音を考えて、東側の壁を壁収納方式にし、倉庫を無くす。
- (3) ベビーベッド付多目的トイレを新設する。既設トイレはバリアフリー化し、便器はウォッシュレット便器に変更する。
- (4) 大部屋は、2部屋(集会室1, 2, )に仕切れるようにする。中仕切りは、部屋の独立性を出来るだけ保てる設備を採用する。
- (5) 集会室3は、和室としても利用出来るように、軽量ユニット畳(ジョイントマット)を常備する。又、カラオケが出来るように防音性を検討する。
- (6) 机、椅子は集会所2の隅に収納する。
- (7) 天井は、耐震性のあるものとする。
- (8) 壁、床のムク材採用も検討する。
- (9) 建屋の南側に、サンルーム又はウッドデッキ(広さは今後検討する)の設置を検討する。

### 4. 設備、備品について

- (1) 空調設備の更新。省エネタイプを採用。大部屋はデッドスペースをなくすため、天井埋め込み型を検討する。
- (2) カーテン、ブラインドの更新。二重サッシの検討
- (3) 電気、ガス、水道などすべて省エネ化(室内外のLED化、天窓、太陽光発電・売電・蓄電の検討)
- (4) 電話、インターネット回線、テレビの設置の検討
- (5) 建屋の利用に便利な、鍵方式の検討
- (6) 破損した机、椅子の買い換え(机は動かしやすい可動式に買換)
- (7) キッチン設備のリニューアルの検討

### 5. 既設集会所改造案の平面図について

添附の「既設集会所改造案の平面図」をご参照ください。

尚、既設と改造案の面積の増減の概略を下の表に示します。

|     | トイレ  | 倉庫           | 利用出来る部屋 | 共用部分 | 和室の押入・廊下 | サンルーム又はウッドデッキ |
|-----|------|--------------|---------|------|----------|---------------|
| 既設  | 13.7 | 8.1          | 200.6   | 51.4 | 11.3     |               |
| 改造案 | 17.7 | 約5<br>(壁収納庫) | 215.1   | 44.9 | 0        | 51.8          |

(注1) 利用出来る部屋： 集会室・厨房・事務室  
共用部分： ホール・玄関・廊下

(注2) 単位 m<sup>2</sup>

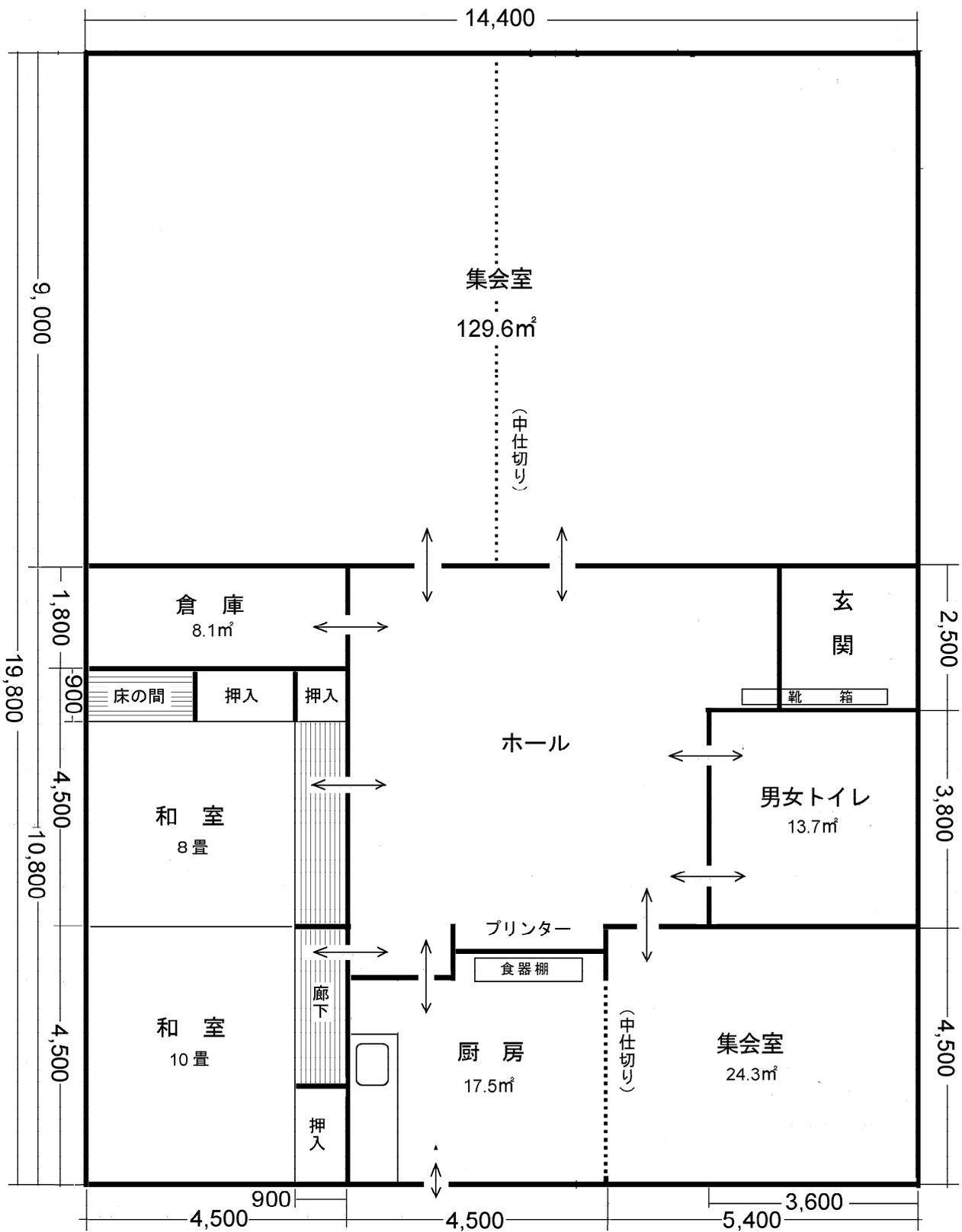
### 6. 添付資料

1. 既設集会所の平面図(参考資料として)
2. 既設集会所改造案
3. 集会所敷地改修案
4. 集会所改造工事スケジュール案

# 既設集会所

縮尺1/100

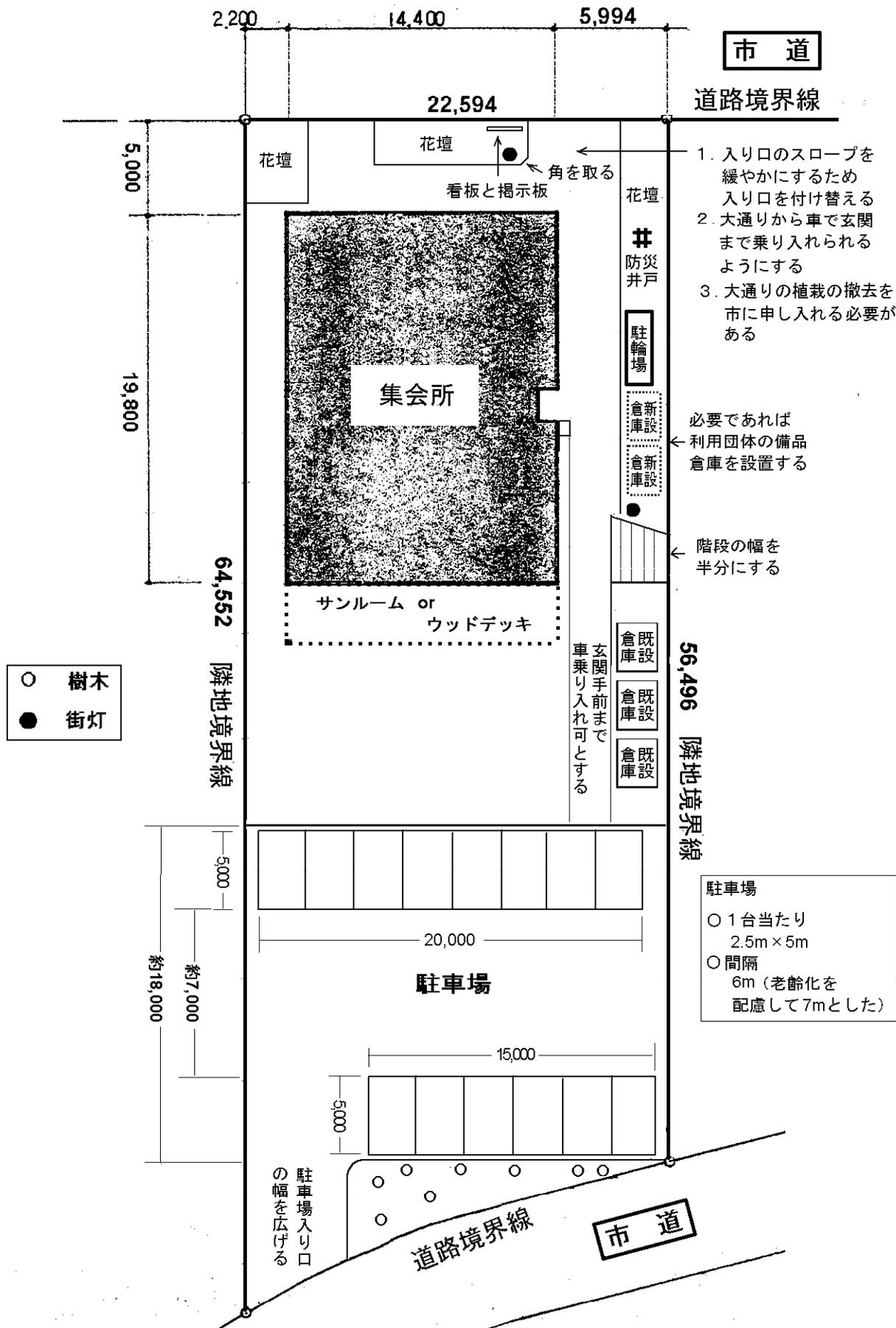
道路側





# 集会所敷地改修案

縮尺 1 / 300



# 集会所改造工事スケジュール (案)

平成28年4月17日

|  | H28                     | H29                     | H30                     | H31                     |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 最終改造案の検討   | 1~3 : 4~6 : 7~9 : 10~12 | 1~3 : 4~6 : 7~9 : 10~12 | 1~3 : 4~6 : 7~9 : 10~12 | 1~3 : 4~6 : 7~9 : 10~12 |
| 業者選定・発注方式などの検討   | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 集会所利用団体代表からの意見徴収(2月3日)                                 | ▲<br>2                  | —                       | —                       | —                       |
| 第30回総会<br>(最終案・今後の進め方の説明)<br>(候補業者選定方法の事前了解得る)         | ▲<br>4                  | —                       | —                       | —                       |
| 集会所改造案のつめの検討   | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 候補業者選定方法の検討と候補業者選定                                     | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 仮集会所の検討と事前折衝(自治会実施)                                    | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 第31回総会<br>(集会所改造案の承認・候補業者選定結果の報告)<br>(建設業者選定方法の事前了解得る) | —                       | ▲<br>4                  | —                       | —                       |
| 設計・施工の見積依頼と建設業者選定                                      | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 補助金交付要望書提出(H29年10月までに提出・概算見積書1社添付)                     | —                       | —                       | ▲<br>10                 | —                       |
| 補助金交付申請書提出と交付決定の通知(提出後約2週間で交付決定の通知)                    | —                       | —                       | ▲<br>4                  | —                       |
| 第32回総会(建設業者選定経緯報告と発注承認)                                | —                       | —                       | ▲<br>4                  | —                       |
| 工事発注と施工(工事発注は補助金交付決定通知後)                               | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 市の完成検査と工事実績報告書の提出                                      | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 補助金確定通知書の受理と請求書の提出                                     | —                       | —                       | —                       | —                       |
| 市からの補助金の払い込み(H30年度内)                                   | —                       | —                       | —                       | ▲                       |
|  | —                       | —                       | —                       | —                       |
|  | —                       | —                       | —                       | —                       |
|  | —                       | —                       | —                       | —                       |
|  | —                       | —                       | —                       | —                       |
|  | —                       | —                       | —                       | —                       |
|  | —                       | —                       | —                       | —                       |

## 業者選定等の進め方について

平成 28 年 4 月 17 日

山王自治会

集会所検討委員会

### 1. 業者選定の基本方針

- 1) 業者の選定に当たっては「公明正大」を旨とする。その為に選定方法は判りやすい方法とし、検討経過等の情報を自治会会員に広報する。
- 2) 発注方式は、改造工事で工事規模としては比較的小さい為、1つの業者に設計と施工を発注する「設計施工方式」とする。
- 3) 判定基準として。  
見積金額・技術力に加えて、信頼性(経営状況、実績、市の評価など)及び、「山王自治会の要望を叶えてくれるか」の協力度・熱意も重視する。
- 4) 選定について。  
選定方式は「競争入札」と「随意契約」がある。
  - ①「競争入札」は見積金額で決まり、選定が単純明快であるが、その為には事前に設計業者に発注して詳細設計を行っておく必要がある。
  - ②「随意契約」は、金額だけでなく、発注者の意向・要望に従って業者に企画書・見積書を提案させ、それを比較検討して最終決定を行う。「随意契約」には業者を指名しない「公募型」・数社指名する「指名プロポーザル方式」・単独の業者と契約する「単独随意契約」がある。
  - ③見積金額に加えて、スケジュールや山王自治会の意向を反映させ、業者の技術力を引き出す方式で、且つ競争性も加味した2社以上の「指名プロポーザル方式」を採用する。  
(注)プロポーザル＝提案・企画

### 2. プロポーザルを依頼する候補業者の選定基準

- 1) 佐倉市にある業者を選定する。  
・市の補助金対称の事業を行う場合は、特別の理由がない限りは市内の業者を選定する様、市からの要請がある。
- 2) 佐倉市の一般(指名)競争入札業者登録名簿の業者から選定する。  
・業者登録には選定基準があるため、基準に合った業者をリストアップできる。
- 3) 業者の財務内容。  
・過去3年間の売り上げ・利益などを記載した決算書を提出させ、財務面での優良企業を選定する。
- 4) 建設実績と市の事業に対する評価点数。  
・建設実績に公共事業や自治会館の建設・造改造の実績があったかなども、選定の参考とする。  
・市の事業での評価点数があれば、それも総合評価の参考にする。

### 3. 建設業者を選定する手順

- 1) 佐倉市の企業ランキング上位50社で、且つ入札登録名簿に載っている業者を選定する。

- 2) 財務内容、実績調査を踏まえて、業者を6社選定。さらにその中から上位4位までに応募詳細、申込書を送付して、応募してきた業者に対して説明会を行う。  
応募業者が無い場合はその時点で、検討委員会で協議する。
- 3) 候補業者からプロポーザル(本改造工事に対する)を提出してもらった後、その内容の審査会を開き、4項の評価方法で評価し、約2社に絞り込み見積書(最終提案書)を提出してもらう。  
(注)提案書は見積金額・設計図・工程表・業者の提案事項などを含む。
- 4) その後建設業者選定会議を検討委員会の中で開き、5項の選定方法で建設業者を選定する。

#### 4. プロポーザルの評価方法

プロポーザルに応募した業者に対する評価項目として下記を考えている。

- ①⇒価格：提案書の見積金額
- ②⇒企画力：技術・設計を含めた提案書の内容
- ③⇒実績：佐倉市、千葉県内の自治会館の建設・改造実績の評価
- ④⇒経営内容：過去3年間の会社の財務・経営状況の評価
- ⑤⇒協力度・熱意：山王集会所改築についての協力・熱意

#### 5. 建設業者の選定方法

建設業者選定会議を開き、審査会の結果最終的に残った業者の提出した見積書(最終提案書)を4項の評価方法で総合的に評価する。その後委員全員の無記名投票によって選定する。

6. この業務は公明正大な業務遂行が必要なので、業者間の談合の防止と関係者への業者からのアプローチ防止に留意することが大切である。これについての対策を講じる。

#### 7. その他

##### 今後の検討項目

- 1) 来年からは今年度までの日程による取り組みでは支障が出る懸念がある。「何時までに何をしなければならない」と工程を頭に置き、検討を進める必要がある。  
検討会も必要に応じて月2回開催も検討する。
- 2) 今後の検討委員会は、検討テーマと検討期間を明確にして、各委員が分担し進める事が必要になる。また、外部(市、他自治会など)との折衝も増える事が予想される。
- 3) 特に業者との関連が発生すると、自治会の姿勢、考え方が変わることは集会所改造計画の遂行の障害になる。年度毎に委員のメンバーが大幅に替わることで委員会の業務の空白、及び方針の変更が無いようにすることが必要になる。
- 4) 会計・契約・設計・工事監理に長けた委員の公募を行いたい。

以上

## 他自治会視察結果と今後の自治会運営について (楽しく、住みやすい山王にするために)

平成 28 年 4 月 17 日  
山王自治会

集会所改築に関連して、4 ヲ所の自治会と自治会活動の実態調査および意見交換を行った。調査に行ったは山下会長と吉野副会長、書記として松尾(集会所検討委員会の委員)である。この調査で得た知見から、山王自治会として今後議論すべき課題と考えられる重要項目について報告します。

調査を行った自治会は、中志津自治会、江原台自治会、八幡台自治会、千成自治会の 4 自治会である。

### 1) 調査を行って感じた山王の主な問題点

- ① 現在の自治会では、日常的な問題は解決しているといえるが、1 年では解決が困難な課題の解決が出来る体制になっているとはいえない。
- ② 現在の自治会の回覧内容および会員の意見を聞く機会等に改善・工夫する面が多い。
- ③ 地域の交流の中心となるべき集会所は、利用しにくく、本来の機能を発揮していない。

### 2) この解決策として検討すべき課題

山王地域は、ますます高齢化が進行し、班長になれる人も減少していくと考えられる。一方、見識と実行力を持った退職者の方は増加している。したがって、貴重な人材資源が山王地域には眠っていることになる。

この状況を踏まえると、そうした人たちに積極的にボランティア活動をお願いし、自治会役員・班長の業務をスリム化することが大切ではないだろうか。

快くボランティア活動をやってもらうために、最も大切なことは、住民がこうした有志の方の足を引っ張るような事をしてはいけないという事です。

#### ① 自治会会長および主要役員の任期について

少なくとも、会長および主要役員の任期が現在のものであれば、1 年では解決できないような課題も多くあるので問題である。

この件は、現在の規約の下でも任期を伸ばすことを禁止していないが、志を持っておられる方もいると思うので、そのような人をみんなでもり立てていくような雰囲気大切である。

#### ② 山防会、集会所委員会、防災委員会などの自治会下部組織の充実について

自治会の下部組織として、検討部門や実施部門を充実する。その組織は、ボランティアを募って、自治会の下で問題を自主的に、また自治会の諮問を受けて検討し、検討結果を自治会へ具申する。

例えば、夏祭りなどの行事を実施する、また、自治会の活動を住民に知らせる広報誌の発行なども考えられる。そうなると、現在の1年ごとに交代する体制に比べ、ノウハウの蓄積も期待でき内容の充実が図れる。

これは、自治会の役員・班長の業務の軽減にも寄与するが、現在のような1年交代の自治会体制では必要な項目ではないだろうか。

③ 集会所に受け付け人を置き、使いたいときに利用しやすくする

これもボランティア体制を立ち上げれば、容易に実施できる項目である。このような状況になれば、人々の交流が活発になり、いろいろ住民活動が盛んになるだろうし、引きこもりの防止にもつながる。

集会所改築では、この点を考慮したいと考えている。

付記

自治会調査報告書を添付いたしますので、関心をお持ちの方は目を通してもらい、自治会へご意見をどしどし表明していただきたい。

そして、住みやすい山王にしたいと思います。

添付資料

中志津自治会調査報告書

江原台自治会調査報告書

八幡台自治会調査報告書

千成自治会調査報告書

以上

# 「第30回定時総会質問/意見内容について」

2016年4月17日さくら山王自治会役員会

## 質問/意見①（規約改定関係）

第7章49条の弔慰金→慶弔金への改定について。  
具体的なねらいは、何か？また自治会に及ぼすメリットは、何か？  
他の自治会での例はあるのか？等、教えて頂きたいと思います。  
（市町村単位での取組は、聞いたことはあるが・・・）

## 質問/意見②（規約改定関係）

一昨年/昨年と同じ質問をしましたが、総会委任状を議長に一任することは、公平性を欠き、自治会発展の妨げとなる旨を申し入れ、この件は、総会出席者（委任状を含む）の決議にしますと前回総会で、決定し次回からの案内状にもそのようになったのも係らず、今回は、元の戻ってしまった理由は、何故ですか？

## 質問/意見③（28年度予算関係）

平成28年度予算案について  
支出助成金で、山防会に20万円に計上しているのは、何故か？  
内訳は？子ども会の10万円に合わせるべきでは・・・

## 質問/意見④（28年度予算関係）

2016年度事業計画案の、助成金に関する事項で、山王ワンツークラブへの10万円の助成することに反対する。  
理由として、  
① 助成する意味がない  
② 高齢化人口の多い中、一部の人間だけに出すべきでは、ない  
③ 任意団体であり、参加者の会費で、運営すべきである  
④ むしろ「敬老の集い」で、支援すべき

## 質問/意見⑤（集会所/予算関係）

集会所の改造費は、集会所建替積立金からの支出の予定でしょうか？  
実際に利用する人の負担を重くするのが、合理的と考えます。  
集会所利用料の収入は、15万円となっていますが、  
この収入から建替積立金への算入は、なかったのでしょうか？  
また今後の予定や、利用料の変更等の予定があるか？お聞かせ下さい

## 質問/意見⑥（集会所関係）

集会所利用の団体について、利用は、自治会会員が相当する人数の場合に制限すべきと考える。  
会員（特に他町内からの）の方々は、使用規約を守らない場合が多い、特に駐車場の利用について、移動交番開設の際、スペースがないので、注意したら反発をうけた。

### 質問/意見⑦（集会所関係）

集会所案の中に利用団体の備品置き場を用意する部分がありました。

以前班長をやりました折に、団体が自由自在に集会所を使われて、アルバイト店員が店員同志で話している様な、入りにくさを感じ、これからお世話になる年代の私としては、一人ではとても集会所に行く勇気が出ないと感じました。

団体の方には、面倒でも毎回必要品を持って、部屋だけを利用するという事で、誰でも入りやすい集会所で、あってほしい

### 質問/意見⑧（集会所/防災関係）

①一丁目は、井戸が禁止されているが、集会所の防災井戸は、可能なのか？

②集会所改造案を見て今までより使い易くなると思う。今後の費用と集会所建替等積立金をいつまで、いくらまで集めるか、方向性を示してほしい

### 質問/意見⑨（環境関係）

ごみ集積所カラスネットは、どのような方法で、申請すれば、配布して頂けますか？

### 質問/意見⑩（環境関係）

公園清掃日の年間回数を減らして頂きたい、毎回清掃するほどのゴミ・草等は、すくないので・・・

### 質問/意見⑪（防犯関係）

マイカーの路上駐車及び草花のプランタン鉢を道路側溝部に置く際、マナー違反が依然に改善されない。自治会として防犯防止スローガンを掲げ、実効性のある対策の検討活動を実施すべきと考える

### 質問/意見⑫（その他）

自治会会員でないお宅は、何件くらいありますか？

入会の勧誘に回られたことは、ありますか？

一件でも多くの仲間を増やすべきと思います。

### 質問/意見⑬（その他）

平成26年度自治会で実施していたご意見箱（目安箱）は、27年度自治会でも実施されていたのか？実施されていたなら、どのような意見等が出ていたのか？

### 質問/意見⑭（その他）

地域住民の日常の買い物について、現状どのような認識をしているか？

またその対応について

## 質問/意見⑮(消防団)

- 1) 消防団後援会費 40 万円の計上は、理解します。が、「飲み会の費用までは支払えない」との声に対する答をお願いします
- 2) 自治会と消防団と会議の中で会計報告の妥当性をしてきたことと思いますが、拠出している 40 万円の額は自治会として妥当と判断していますか。
- 3) 平成 28 年度 40 万円拠出した以降平成 29 年度以降の扱いについて、どのように考えているのか、その考え方をお聞かせ下さい。
- 4) 2 月アンケート時の資料で、太田消防団の会計明細、活動実績表の内容について以下の点について詳細を教えてください (1 件 2 万円以上を抜粋)
  - ① H26.4.25 1, 操法大会用吸管購入及び振込手数料¥89,964 の内訳  
2, この時の振込手数料の科目は、“備品費”になるのですか？
  - ② H26.5.1 1, 操法大会用シューズ他振込手数料¥36,558 の内訳  
2, この時の振込手数料の科目は、“消耗品費”になるのですか？
  - ③ H26.5.11 操法訓練及び中間反省¥25,420 の内訳
  - ④ H26.5.31 操法大会前最終ミーティング¥22,260 の内訳
  - ⑤ H26.6.1 操法大会反省会兼顔合わせ会¥83,690 の内訳
  - ⑥ H26.10.10 広報活動時昼食及び夕食¥36,844 の内訳
  - ⑦ H27.1.9 秋の火災予防運動時食材¥22,773 の内訳
  - ⑧ H27.2.28 歳末警戒夕食¥25,004 円の内訳

※お酒の入った席の会計は全額を消防団の経費から支出しているのか、また個人負担なのか、何割かを個人負担しているのか、当日の対象人員も合わせて回答をお願いします。

- 5) 助成金を 20 万円に減額を切りだした時に、分団側では、40 万円か 0 (ゼロ) でなくてはだめとの回答があったとのこと。なぜ 20 万円ではだめか理由を知りたい。
  - 6) そもそも「消防団」という組織は、消防組織法第 9 条より市町村は設置を義務付けられており、それに要する費用は消防組織法第 8 条により、市町村が負担することになっている。なのに、第 4 分団 45 部の決算書では市の助成金 54,000 円、山王・太田から後援会費 800,000 円で、山王・太田は 14.8 倍を拠出している。これでは費用負担を市が行っているとはいえないのではないか。なぜこのような負担構成になっているのか知りたい。
- (注) 消防組織法第 8 条：市町村の消防団の要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。